

令和4年4月12日

会 員 各 位

一般社団法人 安佐医師会
会 長 辻 勝三

令和4年度診療報酬改定における施設基準の届出について（お知らせ）

陽春の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本会の諸事業につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度診療報酬改定において新設された、「外来感染対策向上加算」「連携強化加算」「サーベイランス強化加算」の施設基準の届出等につきましては、多くのお問い合わせをいただいているところですが、この度、広島県医師会から、中国四国厚生局指導監査課との協議を踏まえ、下記「1」「2」のとおり記入例が示されましたので、安佐医師会ホームページの会員専用ページに掲載いたしましたので、ご確認ください。

また、「外来感染対策向上加算」の届出に必要な添付書類の記入例が日本医師会より示されましたので、下記「3」に関する通知を併せて御確認ください。

今後、令和4年度診療報酬改定にかかる疑義解釈等は、日本医師会や広島県医師会のホームページで随時更新されることと存じますが、併せて安佐医師会ホームページに掲載していますので、適宜ご確認ください。

ご不明な点等がございましたら、担当までご連絡をいただきますようお願いいたします。

記

1. 外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類について
別紙1の記入例を御参照ください。
2. 連携強化加算・サーベイランス強化加算に係る届出書添付書類について
別紙2の記入例を御参照ください。
3. 外来感染対策向上加算に係る添付書類の記載例について
日本医師会「日医発第190号（保険）令和4年4月8日 外来感染対策向上加算に係る届出書の記載例について」を御参照ください。

《安佐医師会ホームページ会員用ページ》 ※ 新着情報欄に掲載しております。

・ID : asa14 ・パスワード : medical

安佐医師会では、広島県医師会同様、当該加算の施設基準の届出に必要な「地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス」及び、「地域の医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練」の開催実績はありません。今後、開催等を検討したいと思っておりますが、現時点では開催予定の目途はたっていないことを申し添えます。

（お問い合わせ先）

広島市安佐南区八木5丁目35-2

一般社団法人 安佐医師会 担当：林

TEL：082-873-1840 FAX：082-873-1846

Email：jimu@asaishikai.jp

令和4年4月8日

市郡地区医師会長 様

一般社団法人広島県医師会
会長 松村 誠
(公印省略)

令和4年度診療報酬改定に伴う施設基準の届出について (ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会会務及び諸事業の推進につきましては、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度診療報酬改定において新設された項目のうち、特に、「外来感染対策向上加算」「連携強化加算」「サーベイランス強化加算」の施設基準の届出等について、多くの会員医療機関から疑義照会をいただいております。

この度、中国四国厚生局指導監査課と内儀のうえ、当該加算を届出の際の記入例を作成しましたので、別添のとおり情報提供致します。

本記入例については、広島県医師会HP「令和4年度診療報酬改定説明会特設ページ」中、「令和4年度 診療報酬改定に関する情報一覧」の「様式関係」への掲載および広島県医師会速報等での情報提供を予定しておりますが、可能な範囲で貴会会員への周知方ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会では、当該加算の施設基準の届出に必要な「地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス」および「地域の医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練」の開催実績はありません。

今後、必要に応じて開催等を検討したいと思っておりますが、現時点では開催予定の目処はたっていないことを申し添えます。

<中国四国厚生局指導監査課への確認事項 (まとめ) >

- ・様式1の4「外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類」の「2」および様式1の5「連携強化加算・サーベイランス強化加算に係る届出書添付書類」の「2」については空欄での提出であっても可能。ただし、令和5年4月以降は、当該報告等が施設基準を満たすための要件となることに留意すること。
- ・様式1の5「連携強化加算・サーベイランス強化加算に係る届出書添付書類」の「3」については参加している事業名を必ず記載するとともに、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書 (JANISへ参加する場合には、「ログイン情報通知書」の写し)を添付の上、届出ること。なお、市区町村以上の規模でJANISの検査部門と同等のサーベイランスが実施されている場合については、当該サーベイランスがJANISと同等であることが分かる資料を添えて中国四国厚生局指導監査課と内議すること。
- ・様式1の4「外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類」の「3」について、地域の医師会を記載する場合は、医療機関名を「地域の医師会」に、開設者名を「代表者 (会長)」に読み替えること。なお、地域の医師会とは、市区郡地区医師会あるいは県医師会、いずれでも差し支えないが、今後、「2」について助言を受ける必要があることに留意すること。

<担当> 広島県医師会保険医事課 (山田、橋垣)
TEL: 082-568-1511 FAX: 082-568-2112
E-Mail: hoken@hiroshima.med.or.jp